

平成30年5月24日

香川県との「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」の締結について

トモニホールディングスグループの香川銀行（頭取 本田 典孝）は、平成30年5月24日に香川県との間で「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

香川県では、平成30年4月1日に「香川県自転車の安全利用に関する条例」が施行されました。

当行は、同条例を受け、自転車搭乗中の運転者のケガや、歩行者等にケガを負わせたり、他人の財物を壊してしまった場合の損害賠償責任を補償する保険商品として、傷害保険「さぬきのお守り」の取扱いを平成30年4月より開始しました。

このようななかで、交通安全啓発活動に関する取組みを、香川県と相互に連携、協力して行うため、その基本的な枠組みを定める協定の締結に至ったものです。

当行は、今後も「地域に貢献し、お客さまとともに繁栄し、幸福な社会を築く」という経営理念のもと、地域社会との連携・協力を続けてまいります。

記

1. 協定締結日

平成30年5月24日

2. 協定締結者

香川県知事	浜田 恵造
株式会社香川銀行 頭取	本田 典孝

3. 協定の目的

香川県内の交通安全啓発活動に関して、相互に連携及び協力を行うことにより、県民に対し、交通安全に関する広報、啓発をはじめ、交通事故発生時の適切な事後対応などを推進するための取組みを行い、交通事故抑止及び被害者保護を図ることを目的とします。

4. 協定事項の概要

- (1) 交通安全に関する広報、啓発に関すること
- (2) 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知に関すること
- (3) 自転車損害保険等の普及及び啓発に関すること
- (4) その他交通事故抑止に関すること

以上